

# 令和5年度 総合研究所研究奨励助成募集要項

次の要領で募集を行いますので、希望者は、  
総合研究所（事務局：フロンティア研究推進機構事務室）へ申請してください。

## 1. 助成の趣旨

この助成事業は、学園が設立した総合研究所の研究奨励助成金(600万円)をもとに、人文・社会科学分野及び自然科学分野の諸分野にわたる共同研究、個人研究の研究助成金として交付するものである。

## 2. 助成の対象及び申請額の上限

助成の対象は、人文・社会系分野及び自然科学分野とし、総合研究所研究奨励助成金として学園の資金600万円を充てる。当該分野において、本学が世界水準の研究拠点となる夢を実現しようとする気概のある研究を対象とする。

なお、助成の申請上限は共同研究で200万円/年、個人研究で100万円/年とする。

## 3. 申請者の要件

本研究奨励助成における本学専任教員とは、教授、准教授、講師及び助教をいう。

共同研究：本学専任教員2名以上の共同研究チームを組織し、研究幹事（研究代表者）を決めて応募すること。研究チームの主たる構成員は、本学専任教員とするが、学外研究者を含むことができる。学外研究者を研究チームに加える場合は、その必要性を明確にし、採択後すみやかに当該研究者の所属機関の承諾書を得ること。なお学外研究者とは、原則として、大学、大学院及び研究所等の学外諸機関に所属する研究者をいう。ただし、本助成では融合領域や学際的研究を優先する。

個人研究：令和5年度科学研究費助成事業において不採択かつ「A判定」と評価された者で、本助成事業に採択された場合、令和6年度又は令和7年度科学研究費助成事業に必ず応募する者。ただし、本学専任教員に限る。

なお、令和5年度の本研究奨励助成に採択された者は、連続して申請することはできない。

## 4. 助成の対象経費

次の経費の全部又は一部とし、企業等からの奨学寄附金の取扱いに準拠する。

①消耗図書資料費、②消耗品費、③用品費、④通信運搬費、⑤出張旅費、⑥印刷製本費、⑦賃借料、⑧支払手数料・報酬料、⑨機器備品費、⑩図書費、⑪業務委託費、⑫その他諸経費

## 5. 助成対象研究期間

共同研究：令和5年4月1日から令和7年3月31日とする。

個人研究：令和5年5月1日から令和6年3月31日とする。

なお、共同研究においては、複数年（最長2年）にわたる研究計画の申請を可能とするが、選考にあたっては複数年計画の全体像を踏まえつつ、単年度分を査定評価する。

ただし、複数年計画であっても、年度毎の申請を必要とする。

## 6. 申請期間

共同研究：令和4年11月7日（月）～ 令和4年12月9日（金） 17時 ※時間厳守

個人研究：令和5年2月27日（月）～ 令和5年3月31日（金） 17時 ※時間厳守

## 7. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、総合研究所（souken@ml.konan-u.ac.jp）に提出する。

個人研究の場合は、令和5年度科学研究費助成事業に応募した様式も合わせて提出すること。

「A 評価」と評価されたことがわかる書類は通知後、すみやかに総合研究所に提出すること。

※提出された申請書は総合研究所による管理の下、選考の目的のみに使用し、第三者への提供はしない。

## 8. 選考・通知

総合研究所で審査委員会を設けて選考（研究内容のプレゼンテーション及びヒアリング又は、書類審査を実施）の上、学長が決定し、その採否結果を助成開始2週間前までに申請者へ通知する。

## 9. 研究成果の報告

共同研究：助成金の交付を受けた者は、初年度末に中間報告書を、研究期間終了後3か月以内にその研究成果について報告書概要（A4縦置き1頁程度）及び最終報告書（A4縦置き10頁程度）を提出しなければならない。なお、学術論文等で研究成果の公表を予定している場合は、学術論文の公刊をもって最終報告書に代えることができる。

研究終了後1年以内に研究成果として、学術講演会・公開講演会にて成果発表を行い研究所所報へ掲載する。又、研究終了後2年以内に研究叢書、定評ある研究誌（電子ジャーナルを含む）、書籍、公共的な媒体又は、甲南大学機関リポジトリを通じて公表しなければならない。

個人研究：助成金の交付を受けた者は、研究期間終了後3か月以内にその研究成果について報告書概要（A4縦書き1頁程度）及び最終報告書（A4縦書き10頁程度）を提出しなければならない。なお、学術論文等で研究成果の公表を予定している場合は、学術論文の公刊をもって最終報告書に代えることができる。

共同研究・個人研究ともに、正当な理由なく最終報告書を期限内に提出しない場合は、助成金を返還すること。

## 10. その他

研究の推進にあたっては、「甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程」を遵守し、「捏造」、「改ざん」、「盗用」、「二重投稿」、「不適切なオーサーシップ」といった不正行為に注意しなければならない。又、研究論文を公表する場合は、剽窃検知ツールの「iThenticate」の利用を推奨する。

以上

